

医療介護情報引継ぎシート及びガイドラインの導入について（案）

【目的】

転院を繰り返すうちに、患者情報が引き継がれず、在宅療養または施設入所の時点では、症状の経過が分からないことがあるため、これまでの入院先や入院の原因となった疾患等の患者情報を引継ぐとともに、患者の受け入れ先や、在宅復帰時のかかりつけ医、ケアマネジャー、訪問看護ステーション・訪問薬剤指導を実施する薬局等が、療養や治療上必要な情報を円滑に取り寄せることができる仕組みを作る。

【概要】

○対象者

- ・介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方（認定申請中または申請予定の者も含む）
- ・入院連携シート・紹介状・看護サマリのいずれかを入院先が受け取り、転院予定の方

○患者情報の引継ぎ

- ・転院元の看護サマリ・診療情報提供書等とともに、医療介護情報引継ぎシートと在宅時患者情報（入院時に在宅時の様子が分かるものとして入手した入院連携シート・紹介状・看護サマリ）の情報を転院先に引き継ぐ。
- ・その他の資料が必要な場合は、引継ぎシートに記載された連絡先に情報提供を依頼する。
- ・①病院、②病院、③病院のそれぞれにおいて、患者本人または家族に個人情報取扱いに関する同意を取り、同意確認欄にチェックを入れる。
- ・①②病院を経て介護老人保健施設等に入所となった場合は、在宅扱いとし、医療介護情報引継ぎシートの【在宅】欄に記入する。

(参考) これまでの検討経過

- ・令和元年度に神戸市版「医療介護情報引継ぎシート」及び「医療介護情報引継ぎガイドライン」の案を作成し、医療介護連携に関する専門部会において検討。
- ・専門部会の各委員が所属する団体からの意見聴取を実施し修正。（令和2年3月）
- ・令和2年度には「医療介護情報引継ぎシート」の主な使用者となる急性期病院等（計10病院）からの意見聴取を実施。シートの有用性について認識していただき、使用の了承を得る。
- ・当部会（令和3年2月）において承認を得て完成を予定するも、コロナの影響で開催が延期になり、以降検討が中断。